

# 経済レビュー

## 消費税率引き上げで予想される日本経済への影響

### 【要旨】

- ◇ 政府は2014年4月に消費税率を5%から8%に予定通り引き上げることを決定した。消費税率引き上げは、税率引き上げの前後に発生する駆け込み需要と反動減、さらには物価上昇に伴い実質所得が減少することによる需要の減退を通じて、実体経済に影響を与える。
- ◇ 個人消費については、駆け込み需要と反動減が耐久財や半耐久財で大きくなるとみられるほか、サービスや非耐久財においても一定の規模で生じる見込みである。
- ◇ また、税率引き上げに伴う消費者物価の上昇は、実質個人消費を抑制する要因となる。もっとも、負担軽減策の実施や、実質所得の減少に対して消費を減らす割合が小さいと考えられる高齢世帯の存在は、税率引き上げに伴う個人消費の落ち込みを緩和する効果を持つとみられる。
- ◇ 住宅着工に関しては、住宅ローン減税の拡充といった負担軽減策の実施により、税率引き上げ前後の上下動はかなりの程度平準化されると見込まれる。ただし、貸家については、原則として住宅ローン減税の対象とはならないため、駆け込み需要と反動減も相応の規模で発生すると予想される。
- ◇ 個人消費の場合と同様、税率引き上げに伴う物価上昇は、実質所得の減少を通じて住宅需要を抑制すると考えられるが、負担軽減策の実施が落ち込みを緩和する効果を持つと考えられる。
- ◇ 消費税率引き上げが及ぼす日本経済全体への影響度合いは、各種負担軽減策の効果も勘案した場合、2013年度の実質GDP成長率に対する寄与度で+0.2%程度となる。一方、2014年度については、駆け込み需要の反動で同0.4%程度、実質所得減少の影響で同0.6%程度、合わせて同1.0%程度のネガティブインパクトが生じるものと見込まれる。

## 1. 消費税率引き上げの決定

10月1日、政府は2014年4月に消費税率を5%から8%に予定通り引き上げること  
を決定した。日本経済の回復基調が鮮明になる中で、同時に経済対策を講じれば「経  
済再生と財政健全化は両立し得る」(安倍首相)との結論に至った模様だ。

消費税率引き上げは、税率引き上げの前後に発生する駆け込み需要と反動減、さら  
には物価上昇に伴い実質所得が減少することによる需要の減退を通じて、実体経済へ  
悪影響を与え得る。本稿では、消費税率引き上げが日本経済に与える影響につき、実  
施が予定・想定される各種負担軽減策の効果も考慮しながら、改めて整理を行った<sup>(注)</sup>。

(注)消費税率引き上げが家計需要へ与える影響に関するより詳細な分析については、2013年4月17日付け  
経済レビューNO.2013-5『消費税率引き上げがもたらす家計負担の大きさと個人消費への影響』と、2013  
年9月20日付け経済レビューNO.2013-14『住宅ローン減税の拡充と消費税率引き上げが住宅着工へ与  
える影響について』を参照されたい。

## 2. 消費税率引き上げが個人消費に与える影響

### (1) 家計負担の軽減策

#### 簡素な給付措置の実施

消費税率引き上げは家計に大きな負担をもたらすため、負担軽減策が同時に講じら  
れる予定である。個人消費関連では、2014年4月の税率引き上げ時に簡素な給付措置  
を実施し、住民税非課税世帯の約2,400万人に対して一人当たり最大1万5,000円を  
給付することとなっている。給付総額は「約3,000億円」(財務省)とされており、1989  
年4月の消費税創設時と1997年4月の税率引き上げ時に実施された同様の給付措置  
を大きく上回る規模となる見込みである(第1表)。

第1表: 消費税創設時と前回の税率引き上げ時の給付金と  
今回の簡素な給付措置の比較

	給付総額 (億円)	給付対象者数 (万人)
消費税創設時: 臨時福祉特別給付金	645	563
前回(1997年4月)の税率引き上げ時: 臨時福祉特別給付金	946	890
2014年4月の税率引き上げ時: 簡素な給付措置	3,000	2,400

(資料)財務省統計・資料、各種報道より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

#### 自動車取得税の引き下げ

自動車取得税は既に、消費税率引き上げに合わせて二段階で引き下げられ、消費税  
率10%時点では廃止されることとなっている。消費税率が5%から8%に引き上げられ  
た時点で取得税率が現行の5%から2%に引き下げられたとすると、エコカー減税の非  
対象車の場合、購入時にかかる消費税率+3%ポイントの負担増分はほぼ相殺される計  
算となる(第2表)。

第2表：今回の消費税率引き上げと自動車取得税率引き下げが  
新車取得時の負担に及ぼす影響

(1) エコカー減税の非対象車の場合 (円)

	現状	2014年4月～	2015年10月～
車両価格	1,800,000	1,800,000	1,800,000
消費税	90,000	144,000	180,000
自動車取得税	81,000	32,400	0
合計	1,971,000	1,976,400	1,980,000
現状比	-	+5,400	+9,000

(2) エコカー減税対象車(免税)の場合 (円)

	現状	2014年4月～	2015年10月～
車両価格	1,800,000	1,800,000	1,800,000
消費税	90,000	144,000	180,000
自動車取得税	0	0	0
合計	1,890,000	1,944,000	1,980,000
現状比	-	+54,000	+90,000

(注) 1. 車両価格180万円、重量1.5トンの普通乗用車を新規購入する場合。

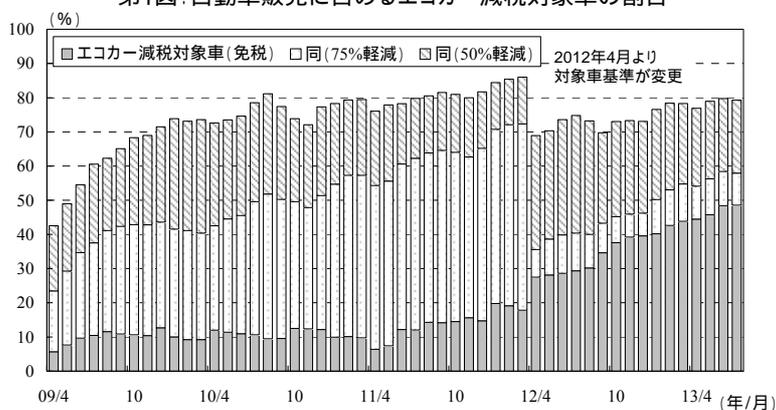
2. 『自動車取得税』は、2014年4月に5%から2%に、2015年10月に2%からゼロ%に引き下げられる場合を想定。

3. 自動車取得税額は、課税標準基準額を車両価格の9割として計算。

(資料) 日本自動車工業会資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

ただし、取得税が既に免税、あるいは75%乃至50%の軽減となっているエコカー減税の対象車は、足元で自動車販売の約8割を占めている(第1図)。このため、自動車取得者全体でみた、取得税率の引き下げによる追加的な負担軽減効果はそれほど大きくなりえない可能性が大きい。2014年4月に、取得税が5%から2%に引き下げられた場合、2014年度の反動減を和らげる効果は実質GDP成長率に対する寄与度ベースで+0.03%程度にとどまると試算される。

第1図：自動車販売に占めるエコカー減税対象車の割合



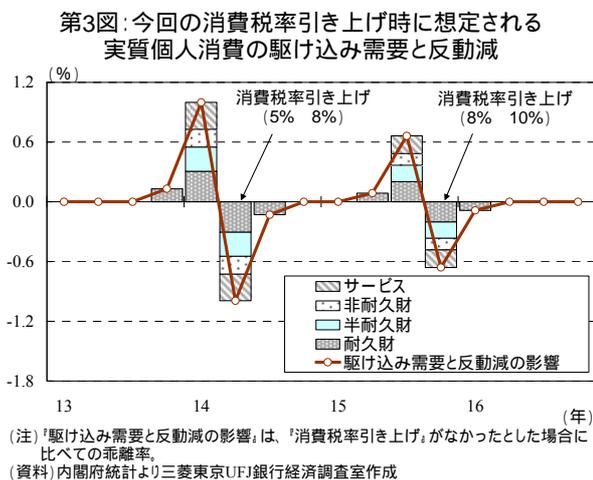
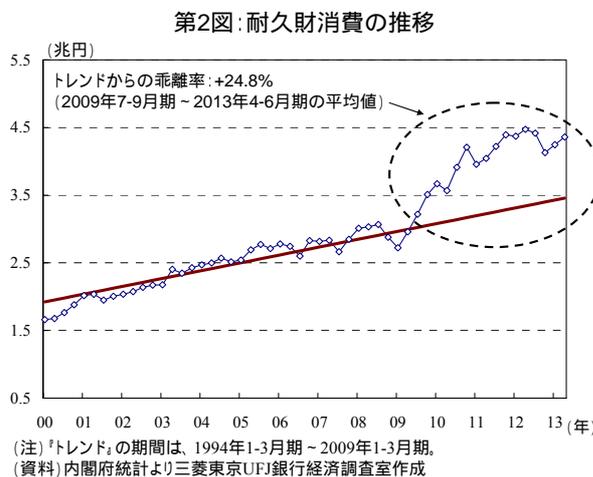
(注) 登録車と軽自動車の合計。

(資料) 日本自動車工業会統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

## (2) 駆け込み需要と反動減の影響

前回の消費税率引き上げ時の動向を踏まえると、耐久財や半耐久財で駆け込み需要と反動減の規模が大きくなるほか、サービスや非耐久財においても一定の規模で生じる公算が大きい。ただし、耐久財では、家電エコポイント制度やエコカー補助金・減税制度の影響により、既にかかなりの規模で需要の前倒しが発生していると推察される点には留意が必要である(第2図)。

前述した自動車取得税の引き下げや、近年の需要前倒しの影響も考慮して、今回の税率引き上げ時の個人消費に関する駆け込み需要の大きさを試算すると、税率引き上げがなかったとした場合に比しての乖離率は、1回目の引き上げ時に合計+1.1%程度、2回目の引き上げ時には合計+0.7%程度となる見込みだ。一方で、税率引き上げ後には、駆け込み需要と同規模で反動減が発生すると想定される（第3図）。

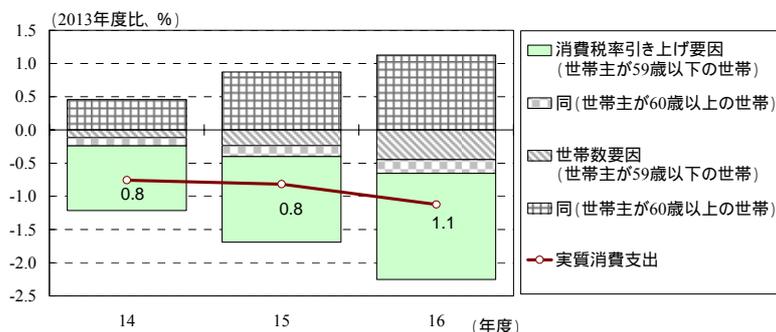


### (3) 実質所得減少の影響

あわせて、消費税率引き上げに伴う物価の上昇は、実質ベースの可処分所得を減少させることで、実質個人消費を抑制する要因になると考えられる。今回の消費税率引き上げは消費者物価を、2014年度に前年比+2.1%、2015年度と2016年度に同+0.7%押し上げると見込まれる。これをベースとして、まず仮に名目可処分所得と平均消費性向が横這いであった場合の実質個人消費の推移を試算すると、2016年度には2013年度比 3.4%の水準まで減少するとの結果になる。

しかしながら、実際には、これよりも減少幅が小さくなる公算が大きい。より現実的に、世帯主が59歳以下の現役世帯と60歳以上の高齢世帯との限界消費性向の違いなどを勘案した場合、2016年度の消費水準は2013年度比 1.1%の減少にとどまることになる（第4図）。高齢世帯では、医療費など所得の変化に対して非弾力的な支出項目の全体に占める割合が現役世帯よりも高く、また、過去から蓄積したストックの金融資産を多く抱えているため、フローの所得が減少しても消費水準を維持する余地が大きいことなどが背景にある。実質所得減少に対して消費を減少させる割合が小さいと考えられる高齢世帯の存在は、税率引き上げに伴う個人消費の落ち込みを緩和する効果を持つことになりそうだ。

第4図: 今回の消費税率引き上げ後の実質消費支出の推移試算  
(高齢化要因を勘案した場合)



(注) 1. 一世帯当たりの名目消費支出と名目可処分所得は、2012年実績。  
2. 『消費税率引き上げ要因』は、消費税率引き上げに伴う物価上昇により実質可処分所得が減少する影響。  
3. 『世帯数要因』は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基に試算。  
(資料) 内閣府、総務省統計、国立社会保障・人口問題研究所資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

### 3. 消費税率引き上げが住宅着工に与える影響

#### (1) 家計負担の軽減策

##### 住宅ローン減税の拡充

住宅に関する家計負担の軽減策としては、住宅ローン減税の拡充が予定されている。具体的には、今年の12月末に終了する予定であった住宅ローン減税が2017年4月まで4年間延長され、消費税率が引き上げられる2014年4月からは10年間の最大控除額が200万円から400万円に増額されることになっている(第3表)。

第3表: 住宅ローン減税の改正内容

	入居時期	借入限度額	控除率	控除期間	10年間の最大控除額	各年の控除限度額	個人住民税からの控除限度額
現行	2013年12月まで	2,000万円	1.0%	10年	200万円	20万円	所得税の課税総所得金額等×5% (最高9.75万円)
拡充後	2014年1月～3月	2,000万円	1.0%	10年	200万円	20万円	所得税の課税総所得金額等×5% (最高9.75万円)
	2014年4月～2017年12月	4,000万円	1.0%	10年	400万円	40万円	所得税の課税総所得金額等×7% (最高13.65万円)

(注) 一般住宅の場合。  
(資料) 国土交通省資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

住宅ローン減税拡充の影響を、住宅取得世帯の年収と住宅の取得時期別にみると、高所得世帯ほど負担の軽減効果は大きくなり、8%への消費税率引き上げ後に住宅を取得した方が有利となる場合もある(第4表)。一方、住宅取得世帯のうち4割前後を占めるとみられる年収600万以下の世帯では、住宅ローン減税の拡充後も税負担増加の影響が残る可能性が高い。

第4表:住宅の取得時期別にみた税負担額の試算

(1)消費税率8%時に住宅を取得する場合 (万円)									
年収	300	400	500	600	700	800	900	1,000	
消費税率5%時と比較した負担額の増減( + )	22	23	43	26	▲3	▲32	▲60	▲73	
消費税率引き上げ(+3%ポイント分)による影響	36	47	59	71	83	95	107	119	
住宅ローン減税の拡充による影響	▲13	▲24	▲17	▲45	▲86	▲127	▲167	▲192	

(2)消費税率10%時に住宅を取得する場合 (万円)									
年収	300	400	500	600	700	800	900	1,000	
消費税率5%時と比較した負担の増減( + )	46	55	80	71	49	28	7	4	
消費税率引き上げ(+5%ポイント分)による影響	59	79	99	119	138	158	178	198	
住宅ローン減税の拡充による影響	▲13	▲25	▲19	▲48	▲89	▲130	▲171	▲194	

(注)1. 『住宅ローン減税の拡充による影響』は、10年間の合計。

2. 試算の前提は、以下の通り。

(1)世帯モデル

- ・世帯収入は給与所得のみとし、将来の所得増加は考慮しない。
- ・給与取得者は一人のみ(夫婦のうち一人は配偶者控除の対象)であり、扶養控除の対象となる子供はいない。
- ・所得控除は、給与所得控除、基礎控除、配偶者控除、社会保険料控除を勘案。

(2)住宅取得条件

- ・住宅と土地を住宅ローン65%、自己資金35%で購入する。
- ・住宅取得費用の内訳は、消費税率5%時点で住宅60%、土地40%。ただし、消費税率引き上げ後は税率引き上げ分だけ住宅価格が上昇し、住宅取得費用の内訳も変化する。
- ・住宅ローンは、消費税率5%時点で、年収の4.5倍の金額を組成。ただし、消費税率引き上げ後は税率引き上げ分だけ住宅価格が上昇し、住宅ローンの組成額は給与所得の4.5倍を上回る。
- ・住宅ローンの条件は、期間35年元利均等返済、年利2.5%。

(資料)国土交通省資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

## 「すまい給付金」制度の実施

住宅ローン減税の拡充後も負担の軽減効果が限定的な所得層に対しては、別途給付金が支給される予定である。これは「すまい給付金」制度と呼ばれるものであり、10月1日の閣議決定によると、住宅取得者に対して、その収入額を基準に10万円～50万円(8%時は最大30万円)を給付する内容となっている(第5表)。

「すまい給付金」制度の実施を勘案すると、住宅ローン減税拡充後も負担軽減効果が限定的であった年収600万円以下の世帯のうち、同400万円以下の世帯では税率引き上げに伴う負担がほぼ相殺される結果となる(第5図)。

第5表:「すまい給付金」制度の概要

(1)消費税率8%時に住宅を取得する場合

収入額の目安	都道府県税の所得割額	給付基礎額
425万円以下	6.89万円以下	30万円
425万円超～475万円	6.89万円超～8.39万円	20万円
475万円超～510万円	8.39万円超～9.38万円	10万円

(2)消費税率10%時に住宅を取得する場合

収入額の目安	都道府県税の所得割額	給付額
450万円以下	7.60万円以下	50万円
450万円超～525万円	7.60万円超～9.79万円	40万円
525万円超～600万円	9.79万円超～11.90万円	30万円
600万円超～675万円	11.90万円超～14.06万円	20万円
675万円超～775万円	14.06万円超～17.26万円	10万円

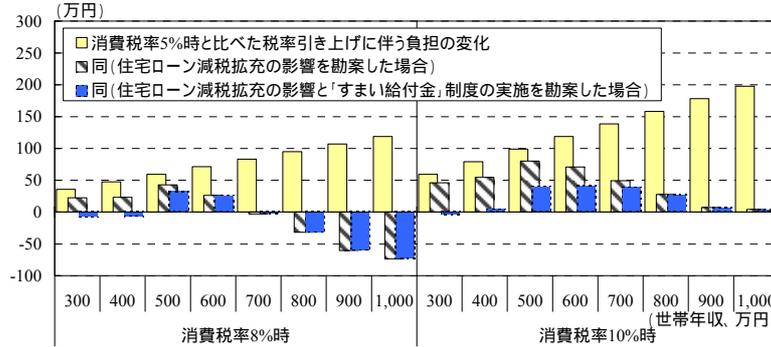
(注)1. 『収入額の目安』は、夫婦(一方は収入なし)および中学生以下の子供が2人の世帯において住宅を取得する場合の夫ないし妻の収入額の目安。

2. 実際の給付額は、『給付基礎額』に不動産登記上の持分割合を乗じた金額。

3. 住宅ローン等を利用しない場合、50歳以上で『収入額の目安』が650万円以下のものに限られる。

(資料)国土交通省資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第5図: 世帯年収別にみた消費税率引き上げに伴う住宅取得時の税負担額の試算



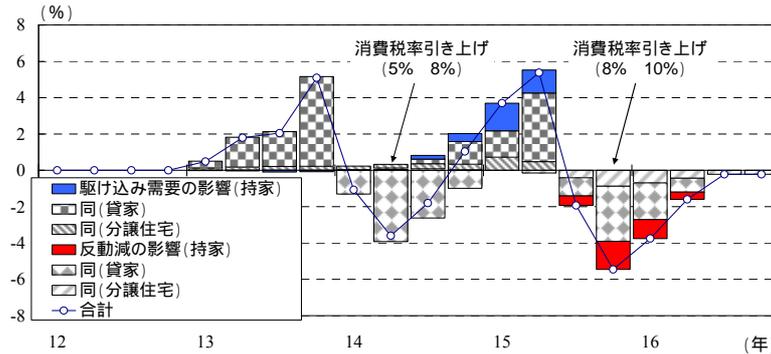
(注) 1. 『住宅ローン減税拡充の影響』は、10年間の合計。  
 2. 試算の前提は、第4表中の(注)2.を参照。  
 (資料)国土交通省資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

### (2) 駆け込み需要と反動減の影響

こうした負担軽減策、とりわけ住宅ローン減税の拡充がなされることで、住宅着工の上下動 = 駆け込み需要と反動減は、かなりの程度平準化される見込みである。ただし、貸家については、個人事業主が建築する場合でも、原則として住宅ローン減税の対象とはならないため、駆け込み需要と反動減も相応の規模で発生すると予想される。

消費税率引き上げと負担軽減策の実施がなかった場合からの乖離率で測った駆け込み需要の影響は、住宅着工全体で、1回目の税率引き上げ前に合計+10%程度、2回目の税率引き上げ前には合計+12%程度と見込まれる(第6図)。税率引き上げ後は、反動減による同規模の着工減少が想定される。

第6図: 今回の消費税率引き上げ時に想定される駆け込み需要と反動減の住宅着工戸数への影響試算



(注) 『消費税率引き上げ』と負担軽減策(住宅ローン減税の拡充と「すまい給付金」制度の実施)がなかった場合に比べての乖離率。  
 (資料)国土交通省統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

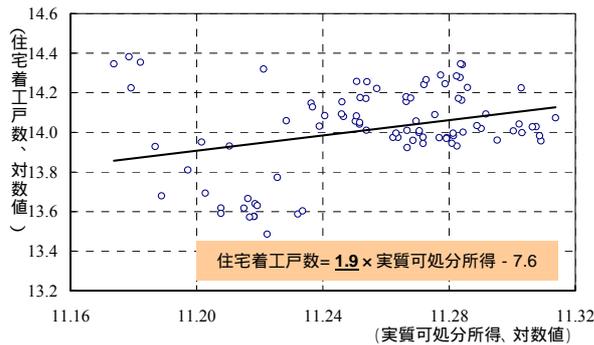
### (3) 実質所得減少の影響

個人消費の場合と同様、消費税率引き上げに伴う物価の上昇は、実質可処分所得の減少を通じて住宅需要を抑制すると考えられる。住宅着工戸数と実質可処分所得の関係を確認してみると、実質可処分所得1%の増減に対して着工戸数は約1.9%増減する

結果となった（第7図）。

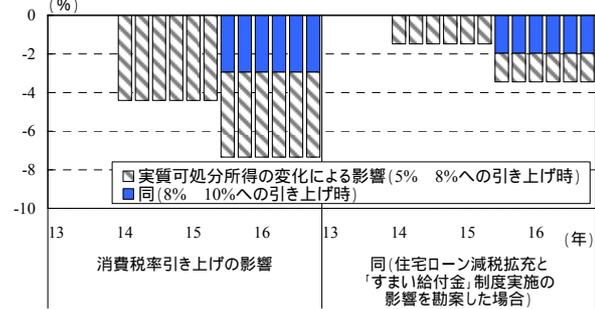
この結果を基に、二段階の消費税率引き上げが住宅の着工水準に与える影響を試算すると、1回目の税率引き上げで約4.4%、2回目の引き上げで約2.9%、合わせて約7.3%の水準低下に繋がると試算される（第8図）。そして、これに負担軽減策の効果を加味すると、1回目の税率引き上げによる押し下げ幅は約1.5%まで、2回目の引き上げで約2.0%まで縮小し、着工水準の低下は合計で約3.5%となる。

第7図：住宅着工戸数と実質可処分所得の関係  
(1990年1-3月期～2012年1-3月期)



(注) 『実質可処分所得』は、当室にて季節調整した『名目可処分所得』を『住宅投資デフレーター』で除したもの。  
(資料) 内閣府、国土交通省統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第8図：今回の消費税率引き上げ時に想定される  
実質所得の減少による住宅着工戸数への影響試算



(注) 『住宅ローン減税拡充と「すまい給付金」制度実施の影響』は、消費税率引き上げ後に想定される住宅価格の上昇から、住宅ローン減税の拡充と「すまい給付金」制度の実施による負担軽減分を控除して試算。住宅着工戸数への影響は、消費税率引き上げの1四半期前から現れるものとした。  
(資料) 国土交通省統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

#### 4. 日本経済全体への影響

以上をまとめると、消費税率引き上げが及ぼす日本経済全体への影響度合いは、各種負担軽減策の効果も勘案した場合、2013年度の実質GDP成長率に対する寄与度で+0.2%程度となる（第6表）。一方、2014年度については、駆け込み需要の反動で同

0.4%程度、実質所得減少の影響で同0.6%程度、合わせて同1.0%程度のネガティブインパクトが生じるものと見込まれる。同様に、2015年度については同0.1%程度、2016年度については同0.3%程度のマイナス影響を受けることになると試算される。

第6表：要因別にみた消費税率引き上げ（2014年4月に5%から8%、2015年10月に10%へ）の影響試算

(前年度比、%)

	個人消費への影響				住宅投資への影響			
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
(1) + (2)	0.17	▲ 0.96	▲ 0.07	▲ 0.21	0.03	▲ 0.06	▲ 0.01	▲ 0.07
(1) 駆け込み需要と反動減	0.17	▲ 0.34	0.17	0.00	0.03	▲ 0.04	0.01	▲ 0.05
消費税率引き上げの影響	0.18	▲ 0.37	0.18	0.00	0.15	▲ 0.25	0.12	▲ 0.07
負担軽減措置 の影響	—				—			
負担軽減措置 の影響	▲ 0.01	0.03	▲ 0.01	0.00	—			
負担軽減措置 の影響	—				▲ 0.09	0.17	▲ 0.09	0.00
負担軽減措置 の影響	—				▲ 0.03	0.04	▲ 0.02	0.03
(2) 実質所得の減少に因る影響	0.00	▲ 0.62	▲ 0.24	▲ 0.21	▲ 0.00	▲ 0.02	▲ 0.03	▲ 0.03
消費税率引き上げの影響	0.00	▲ 0.66	▲ 0.21	▲ 0.21	▲ 0.01	▲ 0.11	▲ 0.05	▲ 0.04
負担軽減措置 の影響	—	0.03	▲ 0.03	—	—			
負担軽減措置 の影響	0.00	0.01	0.00	0.00	—			
負担軽減措置 の影響	—				0.00	0.07	0.01	0.00
負担軽減措置 の影響	—				0.00	0.02	0.02	0.02

(注)1. 『個人消費・住宅投資への影響』は、実質GDP成長率に対する寄与度。

2. 『負担軽減措置』は、簡素な給付措置の実施(住民税の非課税世帯に対して最大1万5,000円を給付。給付対象者は約2,400万人)。

3. 『負担軽減措置』は、自動車取得税の引き下げ(2014年4月に5%から2%、2015年10月に0%へ)。

4. 『負担軽減措置』は、住宅ローン減税の拡充(制度を2017年末まで4年間延長、所得税の控除限度額を200万円 年間20万円×10年 から400万円 年間40万円×10年へ引き上げ、個人住民税の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の5% 最高9.75万円 から7% 最高13.65万円へ引き上げ)。

5. 『負担軽減措置』は、「すまい給付金」制度の実施(住宅購入時に、年収に応じて10万円～50万円を給付)。

(資料)内閣府統計等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

以上

(H25.10.7 鶴田 零 rei\_tsuruta@mufg.jp  
坂東 輝昭 teruaki\_bandou@mufg.jp)

発行：株式会社 三菱東京UFJ銀行 経済調査室  
〒100-8388 東京都千代田区丸の内 2-7-1

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。